

## 令和8年度 環境物品等の調達の推進を図るための方針（こども家庭庁）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、令和8年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を以下のとおり定める。

### I. 特定調達物品等の令和8年度における調達の目標

令和8年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成7年1月28日閣議決定）以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

また、判断の基準のうち、より高い環境性能を満たすものとして「基準値1」、最低限の環境性能を満たすべきものとして「基準値2」が設定されている。

なお、基本方針に規定する判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

#### 1. 紙類

コピー用紙 フォーム用紙 インジェットカラープリンター用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

#### 2. 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 ※クリアーホルダー、クリアーファイル及びバインダーにおいては「基準値1」による調達を目標とする。
--	--

公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー (汎用型) ステープラー (汎用型以外) ステープラー針リムーバー 連射式クリップ (本体) 事務用修正具 (テープ) 事務用修正具 (液状) クラフトテープ 布粘着テープ (プラスチック製クロステープを含む。) 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット (玉) マグネット (バー) テープカッター パンチ (手動) モルトケース(紙めくり用球ジグケース) 紙めくりクリーム 鉛筆削 (手動) OAクリーナー (ウェットタイプ) OAクリーナー (液タイプ) ダストブロワー レターケース メディアケース マウスパッド OAフィルター(枠あり)	
---	--

丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり（液状）（補充用を含む。） のり（澱粉のり）（補充用を含む。） のり（固形）（補充用を含む。） のり（テープ） ファイル（クリアーホルダー及びク リアーファイルを除く。） クリアーホルダー クリアーファイル バインダー ファイリング用品 アルバム（台紙を含む。） つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用レーザー 額縁	
--	--

<p>テープ印字機等用カセット  テープ印字機等用テープ  ごみ箱  リサイクルボックス  缶・ボトルつぶし機(手動)  名札(机上用)  名札(衣服取付型・首下げ型)  鍵かけ(フックを含む。)  チョーク  グラウンド用白線  梱包用バンド</p>	
--	--

### 3. オフィス家具等

<p>いす  机  棚  収納用什器(棚以外)  ローパーティション  コートハンガー  傘立て  掲示板  黒板  ホワイトボード  個室ブース  ディスプレイスタンド</p>	<p>調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。</p>
---	--------------------------------------

### 4. 画像機器等

<p>コピー機  複合機  拡張性のあるデジタルコピー機  プリンタ  プリンタ複合機  ファクシミリ  スキャナ  プロジェクタ  トナーカートリッジ  インクカートリッジ</p>	<p>令和8年度に購入する物品及び令和8年度より新たに賃貸借契約を行うものについては、調達目標は 100%とする。  ※コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機の調達においては「基準値1」による調達を目標とする。</p>
---	---

## 5. 電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	令和8年度に購入する物品及び令和8年度より新たに賃貸借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

## 6. オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小型充電式電池	令和8年度に購入する物品及び令和8年度より新たに賃貸借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
---	---

## 7. 移動電話等

携帯電話 PHS スマートフォン	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
------------------------	------------------------------

## 8. 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 ※電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫、テレビジョン受信機においては、「基準値1」による調達を目標とする。
---	--

## 9. エアコンディショナー等

家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 ※業務用エアコンディショナーにおいては、「基準値1」による調達を目標とする。
---	--

## 10. 温水器等

ヒートポンプ式電機給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 ※ガス温水機器、石油温水機器においては、「基準値1」による調達を目標とする。
--	--

## 11. 照明

LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯 電球形 LED ランプ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 ※LED照明器具においては、「基準値1」による調達を目標とする。
---	--

## 12. 自動車等

乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ 乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 ※小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ、乗用車用タイヤにおいては、「基準値1」による調達を目標とする。
---	--

## 13. 消火器

消火器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-----	------------------------------

## 14. 制服・作業服等

制服 作業服 帽子 靴	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 ※制服、作業服、帽子、靴においては、「基準値1」による調達を目標とする。
----------------------	--

15. インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん ベットフレーム マットレス	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 ※カーテン、布製ブラインド、タイルカーペット、毛布、布団においては「基準値1」による調達を目標とする。
--	---

16. 作業用手袋

作業手袋	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
------	------------------------------

17. その他の繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 ※集会用テント、ブルーシートにおいては「基準値1」による調達を目標とする。
---	---

18. 設備

太陽光発電システム（公共・産業用） 太陽熱利用システム（公共・産業用） 地中熱利用システム 燃料電池 エネルギー管理システム	調達の予定はない。
生ゴミ処理機 節水器具 給水栓 日射調整フィルム 低放射フィルム	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
テレワーク用ライセンス Web会議システム	調達の予定はない。

## 19. 災害備蓄用品

災害備蓄用飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 備蓄用作業服 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 ※災害備蓄用飲料水においては「基準値1」による調達を目標とする。
--	--

## 20. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物を使用する場合は、原則として、判断の基準を満足するものを使用するものとする。

## 21. 役務

省エネルギー診断	調達の手配はない。
印刷	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とし「基準値 1」による調達を目標とする。
食堂 自動車専用タイヤ更生	調達の手配はない。
自動車整備 庁舎管理 植栽管理 加煙試験 清掃 タイルカーペット洗浄 機密文書処理 害虫防除 輸配送 旅客輸送（自動車）	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
庁舎等において営業を行う小売業務	調達の手配はない。
クリーニング 飲料自動販売機設置 引越輸送 会議運営 印刷機能等提供業務	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。

## 22. ごみ袋等

プラスチック製ごみ袋	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
------------	-------------------------------

## II. 特定調達物品等以外の令和 8 年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

特定調達物品等以外の環境物品等を選択する際は、エコマーク、エコリーフ、カーボン・オフセット認証等を参考にし、環境負荷の少ない製品の調達に努めることとする。

### Ⅲ. その他環境物品等の調達に関する事項

1. 本調達方針は、こども家庭庁及び国立児童自立支援施設を対象とする。
2. 調達の実績は、毎年品目ごとに取りまとめ、公表する。
3. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
4. 調達する品目に応じて、エコマーク、エコリーフ、カーボン・オフセット認証等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断の基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
5. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン調達を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
6. 事業者の選定に当たっては、その規模に応じてISO14001又は環境活動評価プログラム等により環境管理を行っている者、又は環境報告書を作成している者を優先して考慮するものとする。
7. 調達を行う地域の地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつグリーン調達を推進する。
8. 本調達方針に基づく調達担当窓口は、長官官房総務課経理室とする。